

高知県介護福祉士会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、会則第5条に基づく会費について定めるものとする。

(入会金)

第2条 本会会則第4条1項に規定する正会員の入会金は、3,000円とする。但し、次の各号のいずれかに該当するものは、入会金を免除する。

- (1) 介護福祉士養成施設を入会年度の前年度に卒業した者
- (2) 本会が指定する研修会又は講習会を受講した者

2 本会会則第4条2項に規定する賛助会員の入会金は、これを必要としない。

(年会費)

第3条 正会員の年会費は、10,000円(内訳 公益社団法人日本介護福祉士会年会費5,500円及び高知県介護福祉士会年会費4,500円の合計額)とする。但し、次の各号のいずれかに該当するものは、高知県介護福祉士会年会費を一年に限り免除する。

- (1) 介護福祉士養成施設を入会年度の前年度に卒業した者
- (2) 前年度に賛助会員であった者

- 2 一旦納入された年会費は、理由のいかんを問わず返還しないものとする。
- 3 年会費を滞納したときは、会則6条の規定に基づき会員資格を喪失ものとする。
- 4 年会費は、毎年7月末日までに納入するものとする。

(賛助会費)

第4条 賛助会員の年会費は、3,000円とする。

- 2 一旦納入された年会費は、理由のいかんを問わず返還しないものとする。
- 3 賛助会費を納入しなかったときは、会則6条の規定に基づき会員資格を喪失ものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、本会の入会金及び会費等に関して必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第6条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成8年5月11日から施行する。

附則

この規程は、平成11年5月22日から施行する。

附則

この規程は、平成21年6月14日から施行する。

附則

この規定は、平成22年4月25日から施行する。

附則

この規定は、平成25年4月27日から施行する。

附則

この規定は、平成27年4月25日から施行する。

附則

この規定は、令和3年4月24日から施行する。

附則

1 この規程は、令和4年4月23日から施行する。ただし、第2条第1項及び第3条第1項については令和5年度分から適用する。

2 令和4年度分の第2条第1項の額は、5,000円とし、第3条第1項の額は6,000円（内訳 公益社団法人日本介護福祉士会年会費3,000円及び高知県介護福祉士会年会費3,000円の合計額）とする。